

対応する評価書の項目	ページ 後期高齢	記載内容	修正案	理由
I 基本情報 ②事務の内容※	3	1.4 上記に掲げる事務に付随する事務	1.4 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 1.5 上記に掲げる事務に付随する事務	令和2年5月の条例改正に伴い変更
I 基本情報 ②事務の内容※	3	以下の事務のうち、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用などに関する法律の規定に従い、特定個人情報を1.4.5.6.8.9.11.13.14の事務で取り扱う。	以下の事務のうち、行政手続きにおける <u>特定個人</u> を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を1.4.5.6.8.9.11.13.14.15の事務で取り扱う。	令和2年5月の条例改正に伴い変更
I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	5	3. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。 (2) 中間サーバーとの情報連携を行う。	3. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。	当初からの記載誤り
I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 他のシステムとの接続	5	その他（介護システム、福祉システム、国民健康保険システム、中間サーバー）	その他（介護システム、福祉システム、国民健康保険システム）	当初からの記載誤り
II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用①入手元	12	<input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人	当初からの記載誤り
II 特定個人情報ファイルの概要4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	13	再委託しない	再委託する	福祉システムの保守委託先の従業員の雇用形態の変更による修正
II 特定個人情報ファイルの概要4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	13		再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	福祉システムの保守委託先の従業員の雇用形態の変更による修正
II 特定個人情報ファイルの概要4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	13		上記委託内容と同様	福祉システムの保守委託先の従業員の雇用形態の変更による修正

対応する評価書の項目	ページ 後期高齢	記載内容	修正案	理由
II 特定個人情報ファイルの概要4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ⑥委託先名	14	日本電子計算株式会社	NECフィールドインクス株式会社	平成30年11月26日契約変更による。(運用開始日 令和2年1月1日)
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	18	個人番号管理情報 ・宛名番号・被保険者番号・個人番号	個人番号管理情報 ・宛名番号・被保険者番号・個人番号・被保険者枝番	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	18	<宛名番号> <資格関連情報> ・住民基本台帳・外国人登録情報・住登外登録情報・混合世帯情報・障害認定申請情報・負担区分判定対象情報・個人異動情報・適用除外者情報・被保険者・被保険者世帯管理・被保険者履歴・老人保健情報・負担区分根拠情報・基準収入額申請世帯情報・負担区分一時記憶WK・個人情報変更履歴情報・負担区分判定・登録抑止対象情報・扶養控除候補者情報・マイナンバー認定候補者WK	<宛名番号> <資格関連情報> ・住民基本台帳・外国人登録情報・住登外登録情報・混合世帯情報・障害認定申請情報・負担区分判定対象情報・個人異動情報・適用除外者情報・被保険者・被保険者世帯管理・被保険者履歴・老人保健情報・負担区分根拠情報・基準収入額申請世帯情報・負担区分一時記憶WK・個人情報変更履歴情報・負担区分判定・登録抑止対象情報・扶養控除候補者情報・マイナンバー認定候補者WK・ <u>国保住所地特定者情報</u>	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	18	<宛名番号><給付関連情報>・給付管理記録・葬祭費(その他支給)・高額療養費支給管理・特別療養費支給・給付制限個人管理・高額療養費精算管理 ・エラーレセプト・再審査レセプト・当月レセプト・療養費支給・被保険者月別資格日数・高額介護合算療養費等支給申請書情報	<宛名番号><給付関連情報>・給付管理記録・葬祭費(その他支給)・高額療養費支給管理・特別療養費支給・給付制限個人管理・高額療養費精算管理 ・エラーレセプト・再審査レセプト・当月レセプト・療養費支給・被保険者月別資格日数・高額介護合算療養費等支給申請書情報・ <u>外来年間合算支給申請書情報</u>	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	18		<宛名番号><情報連携関連項目>・加入者情報管理(判定対象情報)	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	18		被保険者枝番<情報連携関連情報>・加入者情報管理(個人情報)・情報照会要求管理・情報照会状況管理・副本管理(判定対象情報)・副本管理(資格情報)・副本管理(高額介護合算療養費情報)・副本管理(葬祭費)	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正

対応する評価書の項目	ページ 後期高齢	記載内容	修正案	理由
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	19	被保険者番号<資格関連情報>・障害認定申請情報・個人異動情報・適用除外者情報・被保険者・被保険者世帯管理・被保険者履歴・証発行管理・送付先情報・負担区分世帯番号情報・負担区分根拠情報・一部負担金減免申請情報・標準負担額減額認定情報・標準負担額入院情報・特定疾病認定申請情報・負担区分一時記憶WK・過去被保険者番号情報・加入者情報・被扶養者障害特定疾病証明書情報・個人情報変更履歴情報・短期症資格証候補者情報・追加情報該当者・参照用負担区分情報・扶養控除候補者情報	被保険者番号<資格関連情報>・障害認定申請情報・個人異動情報・適用除外者情報・被保険者・被保険者世帯管理・被保険者履歴・証発行管理・送付先情報・負担区分世帯番号情報・負担区分根拠情報・一部負担金減免申請情報・標準負担額減額認定情報・標準負担額入院情報・特定疾病認定申請情報・負担区分一時記憶WK・過去被保険者番号情報・加入者情報・被扶養者障害特定疾病証明書情報・個人情報変更履歴情報・短期症資格証候補者情報・追加情報該当者・参照用負担区分情報・扶養控除候補者情報・ <u>限度額適用申請情報</u>	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	19	被保険者番号<給付関連情報>・給付記録管理・高額療養費支給・葬祭費(その他の支給)・高額療養費支給管理・特別療養費支給・口座・給付制限個人管理・給付制限レセプト管理・高額療養費清算管理・エラーレセプト・支給管理・高額該当管理・再審査レセプト・当月レセプト・療養費支給・被保険者月別資格者日数・レセプト負担区分管理・高額介護合算療養費支給申請書情報・自己負担額証明情報・高額療養費特別支給金支給管理・特定疾病連絡対象者管理・突合レセプト増減情報・突合査定結果情報・後発医薬品差額通知送付情報・給付制限追加情報・一定点数超過管理セットアップ・一定点数超過管理	被保険者番号<給付関連情報>・給付記録管理・高額療養費支給・葬祭費(その他の支給)・高額療養費支給管理・特別療養費支給・口座・給付制限個人管理・給付制限レセプト管理・高額療養費清算管理・エラーレセプト・支給管理・高額該当管理・再審査レセプト・当月レセプト・療養費支給・被保険者月別資格者日数・レセプト負担区分管理・高額介護合算療養費支給申請書情報・自己負担額証明情報・高額療養費特別支給金支給管理・特定疾病連絡対象者管理・突合レセプト増減情報・突合査定結果情報・後発医薬品差額通知送付情報・給付制限追加情報・一定点数超過管理セットアップ・一定点数超過・ <u>管理第三者行為求償連携管理・外来年間合算支給申請書情報・外来年間合算自己負担額情報・外来年間合算計算結果情報・外来年間合算計算結果内訳情報</u>	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	19		被保険者番号<情報提供等記録項目>・処理番号・処理番号の枝番・事務名称・事務手続名称・情報照会者部署名称・情報提供者部署名称・提供の求めの日時・特定個人情報名称・不開示コード・過誤事由コード・被保険者枝番	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	19		被保険者番号<本人確認項目>・その他条件 履歴情報・その他条件 消除者・その他条件 異動事由・主たる照会条件・事務区分(住基法)・事務区分(番号法)・住所・住所(大字以降)・住民区分・個人番号利用事由・変更状況・市町村コード・市町村名・性別情報表示・氏名・氏名かな・照会対象者期間終了年月日・照会対象者期間開始年月日照会対象期間(照会基準日)・生存状況・生年月日・異動事由異動年月日・異動有無・要求レコード番号	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
II 特定個人情報ファイルの概要2基本情報④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	19		・被保険者番号 ※中間サーバーに保存される「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システムで扱う特定個人情報ファイル(後期高齢者医療関連情報ファイル)の副本であることから、一体のものとして評価を行っている。	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正

対応する評価書の項目	ページ 後期高齢	記載内容	修正案	理由
III特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な方法	23	<標準システムにおける措置> 管理者・作業者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与する、アクセスログを取得するなどの措置を講じている。	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
III特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	24	<標準システム> ・アクセスログ管理機能により、個人を特定したアクセスログの管理を行うことにより、いつ、誰がシステムにアクセスしたかを記録する ・情報システム管理者がログ記録を取得し定期的に記録を行う。特に一定期間ログオン状態を継続した者について、定期的に委託業者に確認し、利用目的を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないか確認する。 ・当該記録については、最低5年間保存することとしている。	千葉県後期高齢者医療広域連合全項目評価書に沿った修正
III特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用	24	リスクへの対策は十分か [1 特に力を入れている]	リスクへの対策は十分か [2 十分である]	他の回答項目の質の向上との比較考量から、主観的評価を再考したもの。原則としてパッケージシステムが提供する機能に対して過不足のない対策を講じている。

対応する評価書の項目	ページ 後期高齢	記載内容	修正案	理由
Ⅲ特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 個人情報管理体制の確認	26	・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用の禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。	・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用の禁止、複写の禁止、 <u>発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など</u> 、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。	現行システム端末の機能及び保守運用手順等、実情に基づく修正
Ⅲ特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保	26	再委託していない	<u>十分に行っている</u>	福祉システムの保守委託先の従業員の雇用形態の変更により再委託になったため変更
Ⅲ特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な方法	26		契約書において、原則として、委託先は他社へ委託し、又は請け負わせてはならず再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえで、再委託先において委託先と同程度のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。	福祉システムの保守委託先の従業員の雇用形態の変更により再委託になったため追加
Ⅲ特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワーク市打てむを通じた提供を除く） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	28	・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	・システム責任者は、ログ運用の手引に従い、必要に応じ随時管理者権限によるログの取得を依頼できるほか、無操作で一定時間が経過すると再度の生体認証とログオンを求めるとし、他者が成りすまして目的外の入手をすることを抑止する。	現行システム端末の機能及び保守運用手順等、実情に基づく修正

対応する評価書の項目	ページ 後期高齢	記載内容	修正案	理由
III特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	31	<福祉システムにおける措置> ・日々の退避データは1週間保存している。また、遠隔地保健については遠隔地で3週間保存し、その後データセンターで10週間（計13週間）保存している。	<福祉システムにおける措置> ・日々の退避データは、データセンターにて1週間保存している。週次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体をデータセンター保管庫で保管している。	平成30年11月26日契約変更による修正。（運用開始日令和2年1月1日）